

制定	平成23年5月27日	環廃対発第110527001号 環廃産発第110527001号
改正	平成24年4月11日	環廃対発第120411004号 環廃産発第120411001号
改正	平成25年4月1日	環廃対発第13040119号 環廃産発第13040121号
改正	平成26年4月24日	環廃対発第1404245号 環廃産発第1404246号
改正	平成27年9月28日	環廃対発第1509284号 環廃産発第1509284号

環境大臣 望月 義夫

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・
低炭素化促進事業）交付要綱について

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）交付要綱を改正する。

なお、改正後の規程は、平成27年度予算に係る補助金から適用し、平成26年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

制定	平成23年5月27日	環廃対発第110527001号 環廃産発第110527001号
改正	平成24年4月11日	環廃対発第120411004号 環廃産発第120411001号
改正	平成25年4月1日	環廃対発第130401119号 環廃産発第13040121号
改正	平成26年4月24日	環廃対発第1404245号 環廃産発第1404246号
改正	平成27年9月28日	環廃対発第1509284号 環廃産発第1509284号

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）交付要綱

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための事業として、第3条第1項に規定する各種事業を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、地球環境の保全に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、前条の目的を達成するため、以下に掲げる事業（以下「補助事業」という。）であって、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）実施要領（以下「実施要領」という。）に定める要件を満たす事業に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内において補助金を交付する。

- ア 廃棄物高効率熱回収事業
- イ 廃棄物燃料製造事業

2 前項の事業に係る補助金の交付を申請できる者は、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を主たる業とする事業者（廃棄物処理業による売上げが全体の半分以上である者）であって、次の各号に掲げる者とする。

- 一 民間企業
- 二 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- 三 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

- 四 法律により直接設立された法人
- 五 その他大臣が適当と認める者
- 3 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 4 事業の実施に関して必要な細目は、実施要領によるものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、以下に定める方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。））があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- ア 事業ごとに総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を算出する。
- イ 補助対象経費と別表第1の第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。なお、事業の補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。
- ウ イにより選定された額と、アにより算出された額とを比較して少ない方の額に、3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費に係る工事費及び事務費（別表第2に定める事務費の算出方法により求められた額）の合計額が算出された交付額に達しない場合は、その合計額を交付額とする（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

(申請手続)

第5条 第3条第1項に掲げる事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、様式第1による交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

(交付の決定)

第6条 大臣は、前条の規定による交付申請書又は第10条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。

- 2 大臣は、第4条ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等相当について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第7条 大臣は、前条第1項の規定により補助事業の交付決定又は変更交付決定をしたときは、速やかに様式第2-1による交付決定通知書又は様式第2-2による変

更交付決定通知書を事業実施者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で大臣に申し出なければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

(変更申請)

第10条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更申請を行う場合において、第4条の規定を準用する。

(計画変更の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、前条に定める手続によるものとする。

- 一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 二 別表第1第2欄に定める補助対象経費相互間の経費の配分の変更（変更前のいずれか低い額の15%以内の変更を除く。）をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、遅滞なく様式第 7 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第 15 条 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

(実績報告書)

第 16 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第 12 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 8 による報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに様式第 9 による報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 4 条ただし書（第 10 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の定めるところにより交付額を算出した場合において、第 1 項又は前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 大臣は、前条第 1 項又は第 2 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 11 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 10 による交付額確定通知書により事業実施者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、返還期限内に返納を命じた額の納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 18 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 11 による請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 19 条 大臣は、第 12 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各

号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - 四 実施要領に基づいて提出した誓約書の内容に違反した場合
 - 五 前四号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第四号（真にやむを得ない理由がある場合に限る）及び第1項五号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第12による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第21条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第四号及び第五号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による申請書を大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を大臣に報告し、受理されたものについては、大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。
- 4 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。
- 5 前項の納付期限は当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付を命じた額の納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じ

て年利5%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

3 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税額等の確定)

第23条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第13により速やかに大臣に報告しなければならない。なお、大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

2 前項の納付については、第17条第3項の規定を準用する。

(補助事業の表示)

第24条 補助事業により整備された施設、機械器具及び車輛には、環境省補助事業で取得した財産である旨、明示しなければならない。

(標準処理期間)

第25条 大臣は、第5条又は第10条に規定する申請書が到着した日から起算して、原則として2か月以内に交付決定又は変更交付決定を行うものとする。

(知的財産権の譲渡)

第26条 補助事業者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

(知的財産権の届出)

第27条 補助事業者は、補助事業者又は前条に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が技術開発事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して10日以内に、その旨を大臣に届け出なければならない。

(収益納付)

第28条 大臣は、補助事業者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

(附則)

この要綱は平成23年5月27日から施行する。

(附則)

1. この要綱は平成27年9月28日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、平成27年度予算に係る補助金から適用し、平成26年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
廃棄物エネルギー導入事業	事業を行うために必要な施設の新設、増設又は改造に係る経費のうち、本工事費及び事務費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	大臣が必要と認めた額

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p> <p>現場管理費</p>	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）、類似事業の実績等の単価を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して、事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」、類似事業の実績等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）。</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業の実績等を参考に決定する。</p>

事務費	事務費	一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものをする。</p> <p>事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超え3億円以下の金額に対して</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>3億円を超え5億円以下の金額に対して</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5億円を超え10億円以下の金額に対して</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>10億円を超える金額に対して</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table>				号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	3.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	3.0%	3	1億円を超え3億円以下の金額に対して	2.5%	4	3億円を超え5億円以下の金額に対して	2.0%	5	5億円を超え10億円以下の金額に対して	1.0%	6	10億円を超える金額に対して	0.5%
号	区 分	率																						
1	5,000万円以下の金額に対して	3.5%																						
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	3.0%																						
3	1億円を超え3億円以下の金額に対して	2.5%																						
4	3億円を超え5億円以下の金額に対して	2.0%																						
5	5億円を超え10億円以下の金額に対して	1.0%																						
6	10億円を超える金額に対して	0.5%																						

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。